

レバレッジ比率規制に関する最終文書の概要

エクスポージャーの定義を一部見直し、 G-I-S-I-B-Sには自己資本水準を上乗せ

先般のグローバルな金融危機に至る過程で、多くの銀行はリスクベースの自己資本比率を相応の高い水準に保っていたものの、オンバランスシート、オフバランスシート上のレバレッジは過度に積み上がったと指摘されている。危機の最も厳しい局面において、銀行セクターは積み上がったレバレッジの急激な削減を迫られ、その結果生じた損失によって自己資本が毀損し、さらなるレバレッジの削減が求められるという悪循環に陥った。この反省に立って新たに導入されたのが「レバレッジ比率規制」である。2017年12月、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、バーゼルⅢの最終化の一環としてレバレッジ比率規制についても合意し、最終文書を公表した。

金融庁 総務企画局 総務課国際室

課長補佐 生田 浩也

日本銀行 金融機構局 国際課

企画役 山田 隆人

レバレッジ比率規制の概要

現行の自己資本比率規制は、銀行が抱えるリスクを「リスクアセット」として計測し、それに見合った自己資本の確保を求めるリスクベースの指標である。

こうした自己資本比率規制だけで銀行システムの過度なレバレッジの積み上がりを抑止できなかった背景としては、①規制上のリスクウエイト（リスクアセット／エクスポージャー額）が低い資産クラスに対してレバレッジの積み増しに対する規律が

十分に働かなかつたことや、②内部モデルによるリスクの計測にバラつきがあったことがあげられる。そこで、バーゼル委は、2010年12月に自己資本の質・量の強化を目的としたバーゼルⅢ（自己資本比率の分子の見直し等）の規制枠組みに合意す

る際、現行の自己資本比率規制を補完し、銀行におけるレバレッジの拡大を抑制することを企図して、簡素でノンリスクベースの指標であるレバレッジ比率規制を導入することで合意した。レバレッジ比率規制は10年12月に基本的な枠組みが公表され

【特集】最終決着 バーゼル規制改革の全貌

〔図表1〕 レバレッジ比率規制の最終化までの経緯

時期	内容
2010年12月	レバレッジ比率規制に関する基本的な枠組みを公表
2014年1月	開示義務を定め、規制枠組み（第3の柱）を確定（2014年文書）
2015年1月	レバレッジ比率およびその構成要素の開示を開始
2016年4～7月	レバレッジ比率の規制枠組みの見直しについて市中協議を実施
2017年12月	最低所要自己資本を含むレバレッジ比率の規制枠組みを最終化（最終文書）

〔図表2〕 レバレッジ比率の計算式

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier1資本}}{\text{エクスポージャー額}} \geq 3\% + \text{G-SIBs向けレバレッジ比率バッファ(注)}$$

$$\text{エクスポージャー額} = \text{①オンバランスシート項目} + \text{②デリバティブ取引} + \text{③SFT} + \text{④オフバランスシート項目}$$

(注) G-SIBsに対するレバレッジ比率の上乗せ（バッファ）は22年1月から適用。

（第1の柱）を含む規制枠組みを最終化し、公表した。レバレッジ比率規制は、分子をTier1資本、分母を総エクスポージャー額とし、すべての銀行に最低水準（3%）を満たすことを求めている。また、分母（エクスポージャー）は、①オンバランスシート項目、②デリバティブ取引、③レポ取引等の証券金融取引（SFT）、④オフバランスシ

た後、14年1月に開示義務（第3の柱）を中心とした枠組みがいったん確定された（2014年文書）。15年1月からは、2014年文書に基づく開示が開始され、本邦においても国際的に活動する金融機関が開示を行

っている（図表1）。その後、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する自己資本水準の上乗せ等についての市中協議を行い、所要の見直し（後述）を加えたうえで、17年12月に最低所要自己資本

〔図表3〕 最終文書の実施スケジュール

時期	内容
2018年1月	<ul style="list-style-type: none"> 第3の柱（開示義務）+ 第1の柱（最低所要自己資本）へ エクスポージャーの定義には2014年文書を適用
2022年1月	<ul style="list-style-type: none"> G-SIBsに対する自己資本水準の上乗せ エクスポージャーの定義には2017年の最終文書を適用

水準の上乗せが求められることになった。なお、実施スケジュールは図表3のとおりである。ここで、2段階に分けて適用していくこととしたのは、17年12月の最終文書で示されたエクスポージャーの定義を翌月から即時適用することは実務的に困難なためであ

1項目で構成されている（図表2）。最終文書では、2014年文書で示されていたレバレッジエクスポージャーの定義の一部に技術的な見直しを加えたほか、G-SIBsに対する自己資本

る。以下では、これらの趣旨と内容を簡単に説明する。**G-SIBsに対する自己資本水準の上乗せ** 最終文書では、G-SIBsに対する自己資本水準の上乗せが新たに求められることになった。具体的には、各G-SIBsのパケットに応じて自己資本比率規制上求められる資本サージャージ（CET1資本）の上乗せ水準の50%に相当する比率を、レバレッジ比率においても上乗せ（Tier1資本）することが求められている。たとえば、自己資本比率における資本サージャージが1%の銀行（パケット1）は、レバレッジ比率では0.5%の上乗せとなる。さらに、G-SIBsのレバレッジ比率がこの上乗せ幅を下回ることになった場合には、自己資本比率規制と同様に、配当等の資本流出を制限する扱いとなっている（図表4）。**エクスポージャーの定義の見直し** 最終文書において定義が見直

〔図表4〕 資本流出制限の参考例
(上乗せ水準が0.5%である場合) (単位 %)

最低資本 保全比率	レバレッジ比率 (Tier 1)	自己資本比率 (CET1)
100	3.0 ~ 3.125	4.5 ~ 5.375
80	~ 3.25	~ 6.25
60	~ 3.375	~ 7.125
40	~ 3.5	~ 8.0
0	3.5 ~	8.0 ~

されたおもなエクスポージャーは、①デリバティブ取引、②有価証券の未決済取引、③オフバランスシート項目、④中銀預金である。これらの見直しは、前述のとおり22年1月から適用することとされているが、④中銀預金については、18年1月から適用することも可能とされている。具体的な内容は以下のとおりである。

■デリバティブエクスポージャー

(修正SA-CCRの採用)

最終文書では、レバレッジ比率におけるデリバティブ取引のエクスポージャーの計測について、従来の修正CEM (Current Exposure Method) に換えて、カウンターパーティー信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法 (SA-CCR) を修正したものを採用することとしている (図表5)。ここで、「修正」と付記しているのは、自己資本比率規制上のエクスポージャー計測手法であるCEMおよびSA-CCRに対し、それぞれレバレッジ比率向けに一定の調整が加えられているためである。より具体的には、レバレッジ比率規制におけるCEMやSA-CCRでは、自己資本比率規制において認められる担保によるエクスポージャーの削減効果が認められていない。ただし、これには以下の二つの例外が設けられている。

まず、一定の要件を満たすかたちで現金変動証拠金 (CVM) の受渡しを行っている場合には、この現金の授受を決済とみなし、エクスポージャー額から再構築コスト (RC) の減額を認めている。これは従来の修正CEMにおいても認められていたものである。

また、国債等の現金以外の資産を含む変動証拠金 (VM) の受渡しを行っている場合には、潜在的将来エクスポージャー (PFE) を計測する際に、デリバティブ取引契約上の満期日までのエクスポージャーではなく、より期間の短い次のVMの受渡しまでのエクスポージャーとすることを認めている (ただしフロアあり)。これは、従来の修正CEMではなく、修正SA-CCRにおいて初めて導入された取扱いである。PFEとは今後の市場価格の変動により被る可能性のある損失額であることから、VMを受渡ししている場合には、市場価格変動の期間を満期日までとすることは過度に保守的であるといった理由により、その短縮を認めることになった。なお、SA-CCRでは、時価に対して超過担保を受け取っている場合にはPFEの縮減が可能となっているが、修正SA-CCRでは、超過担

保によるエクスポージャーの削減効果を認めていない。

(顧客清算取引における当初証拠金の取扱い)

レバレッジ比率規制では前述の二つの例外を除き、担保の差

〔図表5〕 修正CEMと修正SA-CCR

	修正CEM	修正SA-CCR
エクスポージャー	$RC_{CEM} + PFE_{CEM}$	$1.4 \times \{RC_{SACCR} + PFE_{SACCR}\}$
RC	$\text{MAX} \{ \text{時価評価額} - \text{受入れCVM} + \text{差入れCVM}, 0 \}$	同左
PFE	当局設定の上乗せ額 (アドオン)	当局設定乗数 × アドオン (修正SA-CCRの乗数は1)

(注) RC = 再構築コスト、PFE = 潜在的将来エクスポージャー、CVM = 現金変動証拠金

入れによるエクスポージャーの削減効果を認めていない。ただし、こうした扱いについては、店頭（OTC）デリバティブ取引の清算集中化への阻害要因になつておらず、少なくとも顧客清算取引における当初証拠金（IM）については差入れによるPFEの削減効果を認めるべきとの意見があるため、パーゼル委は金融安定理事会（FSB）等と連携し、そうした影響についての分析作業に着手している。

■有価証券等の未決済取引

有価証券等の未決済取引の扱いが最終文書で新たに規定された背景には、各会計基準における認識時点の違い（受渡日基準か約定日基準か）による規制上の取扱いの差異が認識されたことがある。受渡日基準を採用している場合には、取引される有価証券等を受け取る以前であっても、実質的にエクスポージャーを保有していると考えられることから、オフバランスシート項目のエクスポージャー全額を捕捉する扱いとすることで、約定日から受渡日まで発生す

る買掛金による売掛金（エクスポージャー）の相殺を原則認めない約定日基準との間で結果が同じになるよう設計されている。なお、いずれの会計基準を採用する場合であっても、未決済の取引による相殺が認められるためには、対象となる有価証券等が、①公正価値評価され、②トレーディング勘定に含まれ、③有価証券と資金の同時受渡し（Delivery-versus-Payment）により決済されることが要件とされている。

■オフバランスシート項目

レバレッジ比率規制では、たとえばコミットメントライン（与信枠）のように、バランスシート上認識されていないものの、実質的に信用リスクを取っているようなオフバランスシート項目について、信用リスクの標準的手法（SA）で規定されている掛目を適用してエクスポージャーを算出する扱いとなっている。パーゼル最終化パッケージにおいて、信用リスクSAにおける一部与信枠の掛目等が修正されたことから、これをレバレッジ比率規制にも反映す

るための修正が2014年文書に加えられた。

■中銀預金

最終文書では、例外的なマクロ経済環境下において中央銀行が金融政策を遂行するうえで必要な場合は、各国裁量により中銀預金をエクスポージャーから一時的に除外することが認められている（18年1月から適用可能）。これはレバレッジ比率規制が各国の金融政策運営を阻害しないよう配慮したものであるが、レバレッジ比率の国際的な比較可能性や均等な競争条件を確保する観点から、中銀預金の除外を通じたレバレッジエクスポージャー（分母）の縮減を認める各国当局には、レバレッジ比率の最低比率（3%）自体を引き上げることが求められる。また、透明性を確保する観点から、自行のエクスポージャーから中銀預金を除外した場合の影響度を各銀行が開示することなどが求められている。

* * *

レバレッジ比率は、現行の自己資本比率規制だけでは銀行システムの過度なレバレッジの積

み上がりや抑止できなかったとの反省から、リスクベースの自己資本比率を補完する簡素なノンリスクベースの指標として導入されることになったものである。今後は、レバレッジ比率規制がこうした当初の設計思想と整合的な効果を発揮しているか、意図せざる悪影響が出ていないかといった視点から、その影響評価や市場参加者との対話を進めるとともに、最終化された他の規制枠組みとあわせて、各国において整合的なかたちで円滑に実施していくことが重要と考えられる。

（本稿における意見はすべて執筆者の個人的な見解である。）

いくた ひろや

00年京都大学法学部卒、住友商事入社。16年4月から現職。

やまだ たかひと

95年東京大学法学部卒、日本銀行入行。02年ヴァージニア大学法学修士。フランクフルト事務所、金融研究所、国際局などを経て、16年6月から現職。